



# 群馬労働局の取組 トピックス (業務改善助成金)



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「バコウ」ちゃん ぐんまver.

発信者 群馬労働局雇用環境・均等室

- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

## 令和8年度「業務改善助成金」のご案内

令和8年度の業務改善助成金についてのお知らせです。  
令和8年度も引き続き助成金の受付がございましたが、一部変更点がございました。

### 変更点

- ・引き上げ前の事業場の最低賃金額に応じて設定されている助成率の区分が変更になり、申請コースが再編されています。
- ・助成対象経費の特例となっていた**自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外**となりました。
- ・引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- ・物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間の任意の1月」から「**最近6か月間平均**」になりました。

↓↓↓詳細は変更点をまとめたリーフレットをご確認ください



(変更リーフレット)

### 令和8年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ

#### 助成率区分の変更について

助成率区分（引上げ前事業場内最低賃金額）について、以下のとおり見直しを行いました。

1,000円未満	4/5	→	1,050円未満	4/5
1,000円以上	3/4		1,050円以上	3/4

#### 申請コースの再編について

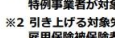
申請コースについて、以下のとおり見直しを行いました。

<R7>			<R8>		
コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数
30円コース	30円以上	1人	50円コース	50円以上	1人
		2~3人			2~3人
		4~6人			4~5人
		7人以上			6~7人
45円コース	45円以上	10人以上※1	70円コース	70円以上	8人以上
		1人			10人以上※1
		2~3人			1人
		4~6人			2~3人
60円コース	60円以上	7人以上	90円コース	90円以上	4~5人
		10人以上※1			6~7人
		1人			8人以上
		2~3人			10人以上※1
90円コース	90円以上	4~6人			6~7人
		7人以上			8人以上
		10人以上※1			10人以上※1
		1人			

※1 10人以上の上乗額区分は、特例事業者が対象



※2 引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者



#### 申請期間と賃金引上げ期間について

申請期間と賃金引上げ期間について、見直しを行いました。

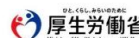
申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

<申請例>

	申請日	賃金引上げ日	対象
例①	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金発効日前日	対象
例②	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金発効日当日	対象外
例③	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年12月1日以降）	令和8年度地域別最低賃金発効日前日	対象外

#### 賃金引上げに当たっての注意点

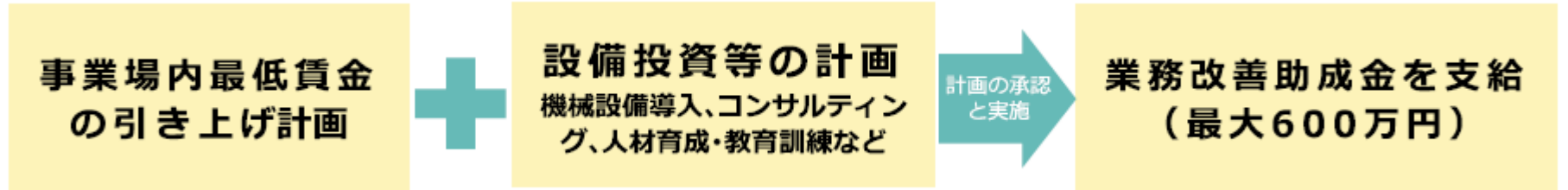
- ・賃金引上げは、申請より後に行う必要があります。また、地域別最低賃金の発効日に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、申請後から発効日の前日まで引き上げていただく必要があります。
- ・賃金引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・複数回に分けての事業場内最低賃金の賃金引上げは認められません。
- ・令和7年9月5日以降、地域別最低賃金の改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要としていましたが、賃金引上げ後の申請は出来なくなりましたのでご注意ください。



※令和7年度内（令和8年(2026年)3月31日まで）にご申請いただいた場合は、本変更の適用対象外です。

## 制度概要

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。



### 注意

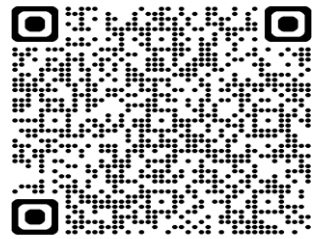
- ・事業場内最低賃金の引上げや設備投資等は、これから実施するものが助成の対象となります。
- ・労働者（従業員）の事業場内最低賃金を引き上げるための支援制度であるため、労働者（従業員）がいない場合は助成の対象なりません。

## 対象事業者

- ・ **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ **事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること**
- ・ **解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと**

## 助成対象経費

助成対象となる経費は「生産性向上・労働能率増進に資する設備投資等」です。具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ホームページに掲載されています。



（生産性向上のヒント集）

## 注意事項

- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象なりません。
- ・ 同一事業場の申請は年度内1回までです。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。



（業務改善助成金）

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点等ございましたら、コールセンターまでお問い合わせください。

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 9:00～17:00）

## 申請先

業務改善助成金の申請・支給窓口は、**群馬労働局雇用環境・均等室**です。

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1前橋地方合同庁舎 8階 電話番号：027-896-4739

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

[https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/topics.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html)



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

